

和解について

令和 2 年度おおね公園温水プール棟熱源機器更新工事实施設計業務の契約不適合について、次のとおり和解するものとする。

1 和解の相手方

秦野市渋沢三丁目 1 9 番 2 9 号

株式会社 M I C L U S

代表取締役 立 山 巖 峰

2 概要

令和 3 年度おおね公園温水プール棟熱源機器更新工事において設置した熱源機器の一部が稼働しない不具合が発生し、追加工事を実施した。

この不具合の発生については、実施設計者（以下「相手方」という。）の不注意による設計基準の確認不足が過失であることは明らかである。

そこで、相手方に対して損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めたところ、全額の支払に応じる旨の回答があったため、和解する。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、本市が本工事において損害を受けた工事費、委託費、人件費等の損害賠償の支払義務があることを確認する。
- (2) 本市と相手方は、債務弁済契約公正証書（以下「公正証書」という。）を締結する。
- (3) 相手方は、損害賠償として金 1, 3 4 5 万 1, 7 7 0 円及び遅延損害として金 1 9 1 万 1, 6 2 5 円（令和 7 年 6 月 2 4 日時点。公正証書の締結時に確定）を本件和解成立後、公正証書に則り、分割で支払う。
- (4) 本市と相手方は、本件に関し、公正証書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

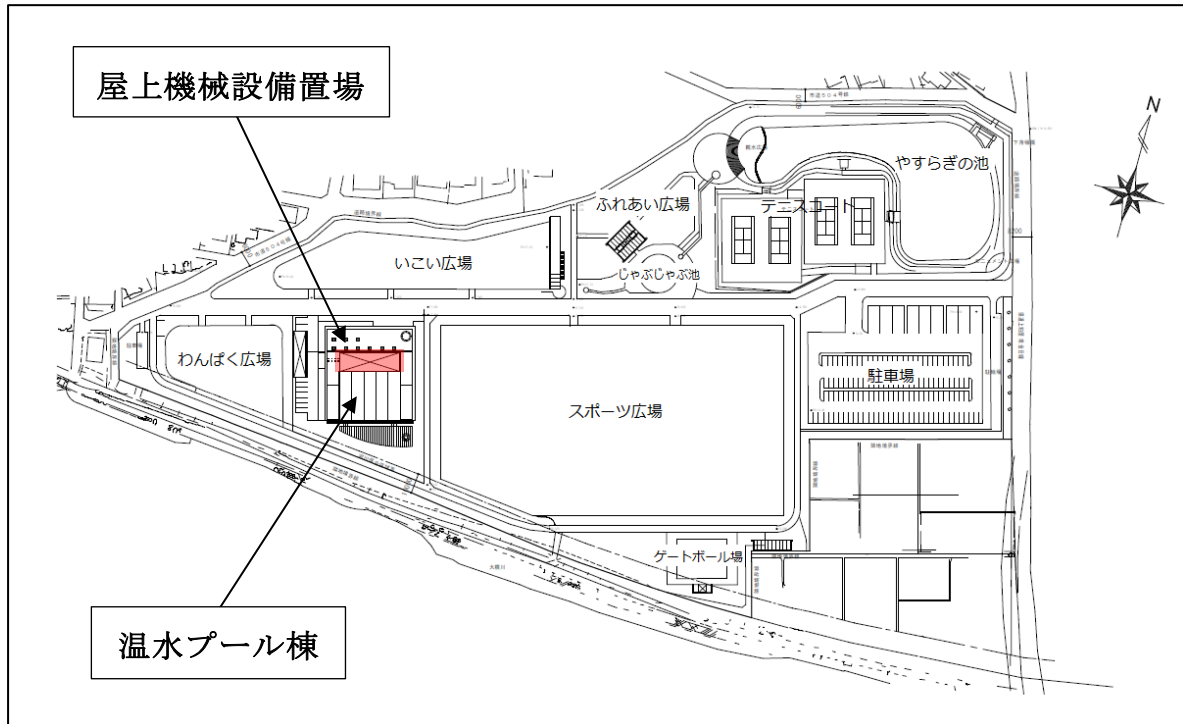
秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

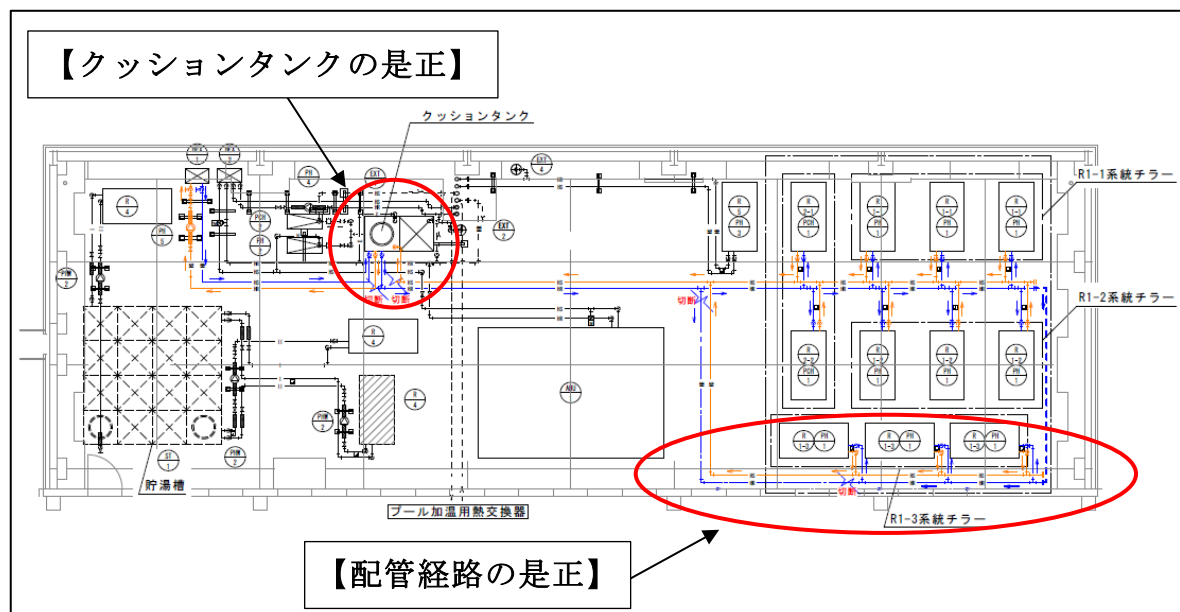
本市は相手方に対して、損害賠償金及び遅延損害金を支払うよう求めたところ、全額を弁済する回答があったため、和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

和解について

1 配置図 (NITTAN パークおおね)



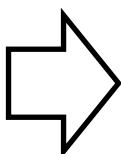
2 屋上機械設備置場平面図



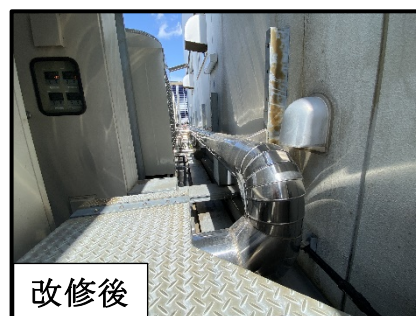
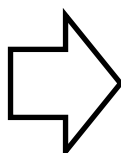
3 主な是正内容

チラーを安定して運転させるための必要な保有水量及び配管内圧力が不足していたため、クッションタンクの容量を大きくするとともに、配管経路の是正工事を行った。

【クッションタンクの是正】



【配管経路の是正】



4 過失内容

本件実施設計に当たり、クッションタンクの保有水量の計算を行い、不足が生じない容量にするとともに、チラー等により構成される水回路が正圧となるように、負圧が生じない高さに設置すべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠った。